平成２４年（フ）第２６８号
富山市婦中町千里142番地　ユートピアトトロハイム201
債務者　加藤　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２１号
石川県小松市島町ヌ38番地１　レオパレスさらら207、従前の住所石川県小松市矢崎町ハ59番地　レオパレス矢崎109
債務者　フォルスパソコン教室小松本折店こと
長嶋　一人
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３５２号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目14番５号コメットマンションＡ608号、前住所兵庫県伊丹市大鹿７丁目18番地エスリード伊丹504号
債務者　後藤　伸夫
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第４号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目１番40―111号
債務者　嶺井　芳宏
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１３号
兵庫県伊丹市荻野３丁目31番地シティハイム橘201号、前住所兵庫県伊丹市荻野６丁目55番地の３
債務者　横山　　健
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５０号
盛岡市西青山２丁目８番35号、旧住所盛岡市青山１丁目２番15号
債務者　井上　國元
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２号
千葉県柏市酒井根５丁目９番44号
債務者　早川　光子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７９３号
大阪府枚方市出屋敷元町２丁目９番１号
債務者　竹島登志江
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９９８号
大阪府豊中市上新田４丁目17番７号
債務者　堀江　裕文
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０１１号
大阪府八尾市北久宝寺１丁目４番64号
債務者　板倉　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１号
大阪府門真市下島町21番１号　シティライフ下島405号
債務者　松尾　義男
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７４号
大阪府高槻市浦堂２丁目19番９号
債務者　田村真奈美
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０号
大阪市平野区喜連東３丁目１番２号　グレース鈴鹿601号、前住所大阪市平野区瓜破６丁目４番23号
債務者　髙橋　美鈴
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５４号
大阪市東成区玉津２丁目９番24号
債務者　萩尾　　豊
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５９号
大阪市平野区長吉長原西４丁目４番25―606号
債務者　植木　淳二
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６７号
大阪府吹田市垂水町１丁目44番２号、前住所大阪府吹田市江坂町５丁目12番６号
債務者　里中トミ子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１６号
兵庫県朝来市和田山町秋葉台２―76、住民票上の住所神戸市東灘区御影中町６丁目１番25号　ＫＫマンション201号
債務者　枚田　嘉樹
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部